

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◇告示

目次

- 保険医の指定
- 保健所の異動
- 保健所等の使用料の額の減額
- 土地改良事業計画の縦覧
- 土地改良区の定款変更認可
- 小売さばき人の変更指定
- 解の名称変更
- 建設業者の登録
- 家畜の検査及び予防注射の実施
- 炭疽及び気腫疽予防注射の実施
- 移入禁止区域の指定解除
- 有畜農家創設事業資金利子補給要綱制定
- 漁業法に基づく司法警察員の指名及び解任
- 建設業者の登録まつ消
- 建築代理業者の登録

◇正誤

鳥取県農業会議設立認可
昭和二十九年八月六日鳥取県公安委員会規則
第七号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく保険医を次のように指定した。

昭和二十九年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診 療 所	氏 名	指定年月日
内、外、 産婦人科	石原医院 日野郡多里 村萩原	高野正明	昭和二十九年 五月一日
歯 科	田中歯科 鳥取市吉方 五〇九	田中勝彦	七月二日
内、外、 産婦人科	岡田医院 西伯郡境町 日出町三〇	南家宏吉	七月二十八日

外科 博愛病院 米子市加茂 黒田秀夫 八月一日
町二丁目一

鳥取県告示第四百十五号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十九年八月二十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所名称	所在地	異動事由	氏名	異動年月日
外科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町	管外転出	重永正之	昭和二十九年七月十二日
	博愛病院	米子市加茂町一丁目一		八牧力雄	七月三十一日

鳥取県告示第四百十六号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の

規定により、同条例第二条に規定する使用料の額を、昭和二十九年九月一日から同年同月七日までの間次のおり減額する。

昭和二十九年八月二十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
梅毒血液反応検査料 五十円

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、江北土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年八月二十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年八月二十一日から同年九月九日まで

三 縦覧の場所

東伯郡北条町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款変更について、次のように認可した。

昭和二十九年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

土地改良区の名称 認可年月日
北条川土地改良区 昭和二十九年八月十六日
新開川

鳥取県告示第四百十九号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人を、次のように昭和二十九年八月十日変更指定した。

昭和二十九年八月二十日

番号	氏名	住所
旧	株式会社山陰合同銀行 鳥取支店 支店長 椿 音藏	鳥取市若桜町 四二
新	株式会社山陰合同銀行 鳥取支店 支店長 石 川 弘	同上

鳥取県告示第四百二十号

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定により指定の牌の名称を、次のとおり昭和二十九年八月十六日変更した。

昭和二十九年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

新名称 旧名称
郡家保健所 智頭保健所

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第三二七号	昭和二十九年 五月二十八日	寺谷工務店	岩美郡東村大字陸上四〇九ノ七	寺谷 兼治
第三二八号	"	西村商事有限会社	倉吉市福吉町一、三五九ノ一	西村 晋造
第三二九号	六月十七日	有限会社六三コンクリ ト工業	米子市灘町二丁目一三〇	白井平一郎
第三三〇号	"	神谷工務店	岩美郡小田村大字院内二四三	神谷 義晴
第三三一号	七月五日	中村建設有限会社	日野郡根雨町根雨四〇八	中村 国治
第三三二号	"	有限会社松本鉄工所	東伯郡由良町由良宿一、一六八	松本 雅夫
第三三三号	"	津村工務店	倉吉市上井町五七四ノ一	津村 正義
第三三四号	"	三和組	八頭郡智頭町郷原	寺井金太郎
第三三五号	"	山野組	" 若桜町若桜	山野千代野
第八八号	七月十九日	株式会社 西尾組	鳥取市古市一	西尾吉太郎

鳥取県告示第四百二十一号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定によ
り、次のように建設業者登録簿に登録した。
昭和二十九年八月二十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

第三三六号	七月二十六日	今井組	日野郡江府町江尾一、九四八	今井 智道
第三三七号	"	川田建設有限会社	米子市錦町三丁目二九	川田 誠一
第三三八号	"	東郷建設	東伯郡東郷町引地字杭の和田四〇、北野四七	北野 照一
第三三九号	"	瀧山組	岩美郡小田村小田五八七	瀧山 益市
第三四〇号	"	吳藤組	米子市立町三丁目八三	吳藤 哲郎

鳥取県告示第四百二十二号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。
昭和二十九年八月二十日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は)第一五八号	昭和二十九年 六月六日	有限会社福田工務店	米子市道笑町二丁目一八九	福田 孝壽
第一六三号	六月十二日	橋本組	東伯郡三朝町久原五〇一	橋本 一男
第一六四号	"	石橋組	西伯郡大幡村大字吉良五六ノ二	石橋 孝次
第一六七号	六月二十三日	旭興業株式会社	東伯郡三朝町本泉三七〇ノ二	川北 庄市
第一六八号	"	相見組	" 坂本一、〇三九	相見 正幸
第一〇六号	六月三日	旭土建有限会社	八頭郡若桜町高野五三四ノ一	中村 節芳

第一〇九号	六月五日	三保電気株式会社	米子市尾高町一四	三保 勇
第一一三号	六月十八日	有限会社栄電気工業所	倉吉市堺町二丁目九一七	深田 義人
第一一四号	"	鳥取電気工事株式会社	鳥取市東品治町一六六	大橋 周治
第一一六号	"	本田建設	米子市桃町二丁目一四三	本田 壽人
第一一八号	"	美保建設株式会社	" 東町一一七	天野 豊作
第一二一号	六月十九日	太陽土建株式会社	八頭郡智頭町智頭一、八一五ノ七	葉狩 多平
第一二三号	"	笠田組	東伯郡泊村大字泊七八七	笠田 豊
第一二七号	六月二十五日	扶双組	鳥取市元鑄物師町八二ノ二	水口源三郎
第一二九号	"	大西工務所	気高郡日置村大字山根四九二	大西 富平
第一三〇号	七月五日	生田組	米子市加茂町二丁目六	生田 善藏
第一三一号	七月十日	ヤマト組	鳥取市栗谷町七八	山本 格男
第一三三号	"	東組	" 元鑄物師町八二	東口光太郎
第一三九号	七月十七日	郡家建設株式会社	八頭郡那家町那家三〇五、三〇六	中村 久平
第一四〇号	七月二十三日	泊建設	東伯郡泊村大字園一七六	米村 定雄
第一四二号	"	有限会社吉川組	鳥取市職人町九	吉川 一男
第一四八号	"	伯耆水道工業有限公司	米子市久米町三一	木村勝三郎
第一五三号	"	松本組	鳥取市東町一四二	松本 大藏
第一六九号	七月五日	北条建設組	東伯郡下北条村大字下神五六七ノ二萬坪	龜藏

第一七四号 七月三十一日 森本組

倉吉市北野六四〇

森本 春藏

鳥取県告示第四百二十三号

次のように結核病、ブルセラ病並びに肝蛭症の検査を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、乳牛及び和牛の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝蛭症の予防のため

二 実施区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 結核、ブルセラ病検査—搾乳の用に供し又は供する目的で飼養している雌牛並びにこれらの牛と同一施設内で飼養している牛。但し、分娩前一ヶ月、分娩後十日以内のものを除く。
- 2 肝蛭症検査—乳牛、和牛但し、分娩前一ヶ月、分

分娩十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の別及びその方法

- 1 結核病検査—ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査—ブルセラ急速診断法
- 3 肝蛭症検査—渡辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反応検査

別表 一 乳牛の結核病、ブルセラ病及び肝蛭症検査

実施期日	実施区域	実施場所
八月二十三日	東伯郡旧下郷村	同上
"	旧上郷村	"
二十四日	旧浦安町	"
"	旧八橋町	"
二十五日	旧古布庄村	"
"	栄村	"

九月	二十七	大誠村
"	"	灘手村
"	二十八	旧上小鴨村
"	"	関金町
"	三十	旧社村
"	"	旧小鴨村
"	三十一	旧三徳村
"	"	旧三朝村
"	九月 一日	旧西郷村
"	"	旧上井町
"	三日	旧旭村
"	四日	羽合町
"	"	泊村
"	"	旧花見村
"	六日	旧上北条村
"	"	旧下北条村
"	七日	旧北谷村
"	"	旧高城村

八月 八日	由良町	"
"	赤碕町	"
八月二十三日	米子市夜見	"
"	下中山村	"
"	成実	"
二十四日	彦名	"
"	西伯郡幡郷村	"
二十五日	米子市富益	"
"	五千石	"
九月 一日	崎津	"
"	西伯郡天津村	"
七日	旧中浜村	"
"	大高村	"
二 肝 蛭 検査		
実施期日	実施区域	実施場所
八月二十三日	八頭郡智頭町	同上
"	若桜町	"
二十四日	智頭町	"

九月	二十五	若桜町
"	"	智頭町
"	二十六	社村
"	"	八東村
"	二十七	安部村
"	"	佐治村
"	"	船岡町
"	"	郡家町
"	二十八	大村
"	"	用ヶ瀬町
"	"	船岡町
"	三十	上私都村
"	"	八上村
"	"	河原町
"	三十一	中私都村
"	"	郡家町
九月 八日	"	郡家町

鳥取県告示第四百二十四号

次のように炭疽予防注射及び気腫疽予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 炭疽及び気腫疽予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 炭疽予防注射—牛、馬（但し妊娠八ヶ月以上、分娩後十日、生後三ヶ月以内のもの及び前回五月注射を受けたものを除く。）

2 気腫疽予防注射—牛、馬(但し妊娠八ヶ月以上、分娩後十日以内のもの及び前回五月注射を受けたものを除く。)

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の別及びその方法

- 1 炭疽予防注射—炭疽第二予防液皮内注射
- 2 気腫疽予防注射—気腫疽予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所	注射の区別
八月二十三日	西伯郡日吉津村	同上	炭疽
二十四日	大和村	"	炭疽及び気腫疽
二十五日	米子市巖	"	炭疽

鳥取県告示第四百二十五号

昭和二十九年六月八日鳥取県告示第三百五号をもつて公示したニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定による移入禁止区域の指定を、次のように解除する。

昭和二十九年八月二十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
解除区域
京都府、

鳥取県告示第四百二十六号

有畜農家創設事業資金利子補助要綱を次のように定める。
昭和二十九年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

有畜農家創設事業資金利子補助要綱

第一 知事は、有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号。以下「法」という。)に基づいて、有畜農家創設事業を行う農業協同組合が、乳牛、役肉用牛、馬及びめん羊を購入するための借入金(利子につき、この要綱により予算の範囲内において補助金を交付する)。

第二 第一により交付する補助金の額は、農業協同組合が左表上欄に掲げる家畜の種類別に借り入れた金額に

つき、年利一割二分五厘、据置期間一年及び同表下欄の償還期限に基く複利均等年賦償還計画による毎年利子額のうち五分に相当する額とする。

家畜の種類	償還期限
乳牛	四年
役肉用牛、馬	五年
めん羊	三年

2 前項により算出した補助金の額は、貸付を受けた月から起算し半箇年分ごとに区分して交付する。

第三 法に基いて有畜農家創設事業を行う農業協同組合が、自己資金で乳牛、役肉用牛、馬及びめん羊を購入する場合における当該自己資金は、知事の認証した額の範囲内において、家畜を農家に引き渡した月から起算し第二の借入金とみなす。

第四 農業協同組合が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書(別記様式第一号)に事業計画書(別記様式第二号)及び收支予算書(別記様式第三号)を添えて、左表の提出期日までに知事に提出しなければ

ならぬ。

期首に属する月	提出期日	摘要
一月から六月まで	七月十五日	期首とは貸付の実行を受けた月(自己資金にあつては農家に家畜を引き渡した月)をいう。
七月から十二月まで	翌年一月十五日	

第五 農業協同組合が第四に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は前項の届出があつた場合において必要と認めるときは、届出事項について変更を指示することができる。

第六 この要綱により補助金の交付を受けた農業協同組合は、事業成績書(別記様式第四号)及び收支決算書(別記様式第五号)を翌年六月十五日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることがある。

第七 補助金の交付を受けた農業協同組合が、左の各号

00177

のーに該当する場合には、知事は交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

一 法又はこの要綱に違反したとき

二 事業の施行方法が不適當と認められたとき

三 支出額が予算額に比して減少したとき

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

農業協同組合長

有畜農家創設事業資金利子補助申請

有畜農家創設特別措置法に基き当組合において実施した家畜導入資金に対する利子補助を左記のとおり別紙事業計画書及び收支予算書を添えて申請する。

記

別記様式第二号

借入金明細表 事業計画書

期間	区分	家畜名	借入年月日	金額	借入首末済上期間に對する利息	備考
計						

別記様式第三号

收支予算書

収入の部

計	収入の部	支出の部	計

00177

別記様式第四号

借入金明細表 事業成績書

区分	本年予算額	前年予算額	本年前年比較増減(△印は減)	備考	計	支出の部	購入額のうち5割を超過した額	7月交付期(△印は減)	1月交付金(△印は減)	増減計

別記様式第五号

收支決算書

収入の部

区分	決算額	予算額	比較増減(△印は減)	備考
計				

支出の部

区分	決算額	予算額	比較増減(△印は減)	備考
計				

鳥取県告示第四百二十七号
漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第七十四条の
規定により司法警察員として職務を行う者を、昭和二十

九年八月十七日次のように指名し及び解任した。
昭和二十九年八月二十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

指名	氏名	職名	勤務所	指名年月日	摘要
司法警察員証番号	氏名	職名	勤務所	解任年月日	摘要
四二五	油井 恭	技術吏員（水産課長）	水産課	昭和二十九年七月十二日	
解任					
司法警察員証番号	氏名	職名	勤務所	解任年月日	摘要
四一一	西谷 義夫	技術吏員	水産課	昭和二十九年五月一日	（転勤による）
四一〇	三宅 睦夫	〃	〃	二月一日	（退職による）
四〇二	堀 光藏	技術吏員	〃	〃二十八年十月二十一日	（〃）

鳥取県告示第四百二十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一
項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和二十九年八月二十日

鳥取県告示第四百二十九号

鳥取県建築士代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年八月二十日

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名	登録、まつ消年月日
鳥取県知事登録 （ろ）第一七三号	昭二七、七、二二	山下組	米子市尾高町五三	山下方三郎	昭二九、七、二二
〃 第一五二号	〃 七、二三	松章組	鳥取市下台町一四	松原 章補	〃 七、二三

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	本籍地	事務所名称	業務管理者
二四〇	二九、四、一	八頭郡用ケ瀬町大字用ケ瀬	南城工務店	二級建築士
		同右	南条 城吉	南条 城吉

鳥取県告示第四百三十号

鳥取県農業会議は次のとおり成立したので、農業委員会
等に関する法律（昭和二十九年法律第百八十五号）附則
第十七項の規定により公告する。

昭和二十九年八月二十日

名称	所在地
鳥取県知事 西 尾 愛 治	鳥取市東町
鳥取県農業会議	鳥取市東町

